



日・アルジェリア租税条約



背景

- アルジェリアは、天然ガス世界10位、原油世界16位の生産量を誇り、欧州へのエネルギー供給拠点。
- アルジェリアは、独立間もない1960年代から、石油・天然ガス分野を中心に、日系企業が進出している。
- 現在、アルジェリアは、テブン大統領のイニシアティブ下、産業の多角化を目指し、新投資法の策定等、ビジネス環境の整備が進められており、更なる日系企業の進出が期待される。

主な内容

- ◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲・限度税率等を規定

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税の上限(限度税率)の設定又は課税の免除

配当	利子	使用料
5%(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府受取等) 7%(その他)	10%

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続

- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

早期締結の必要性

- 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- 人口:
4,390万人(2022年)
- 一人当たりGDP:
3,660米ドル(2021年)
- 在留邦人:
56人(2022年)
- 進出日系企業:
23社(2022年)
- 進出分野:
石油・天然ガス分野を中心に、
インフラや建機、輸送機械等
(参考)
- アルジェリアは、日本・米国を除くG7諸国、中国、韓国等約40か国・地域との間で租税条約が発効済み。
- 2019年8月のTICAD7の際には、ベドゥイ首相(当時)及びブカドゥム外務大臣(当時)が訪日。2018年12月に河野外務大臣(当時)が訪問。2022年12月に山田外務副大臣が訪問。
- 2023年2月に署名(於:アルジェ)。